

# 良好な景観と歴史・文化資産を活用した まちづくりについて

国土交通省 都市・地域整備局  
公園緑地・景観課  
景観・歴史文化環境整備室  
平成20年10月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

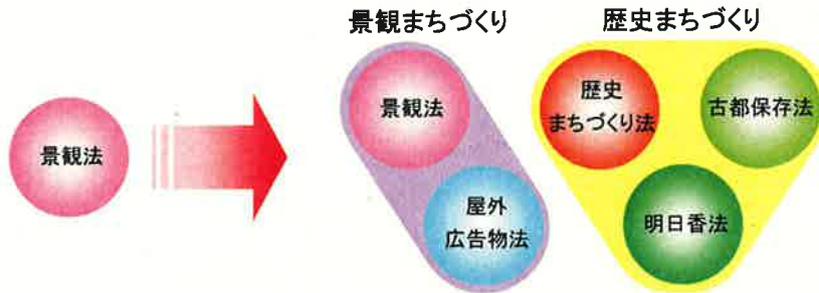
国土交通省

はじめに

2

景観室

景観・歴史文化環境整備室



景観まちづくり 市町村を中心に景観計画の策定の推進  
 (景観計画策定市町村数: 9/1現在: 125 →平成24年度: 400)  
 景観教育の展開(行政、学校、市民と協同した取組の推進)

歴史まちづくり 歴史的風致維持向上計画の認定の推進  
 歴史的環境形成総合支援事業の推進

目次

○ 歴史・文化資産を活かしたまちづくり ..... 5

○ 良好な景観を活かしたまちづくり ..... 33

# 歴史・文化資産を活かしたまちづくり

## 歴史まちづくり法の概要について

正式名：地域における**歴史的風致**の維持及び向上に関する法律

(文部科学省(文化庁)・国土交通省・農林水産省共管)

平成20年5月成立

**歴史的風致** ◇ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産  
◇ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

市町村は、文化財行政とまちづくり行政の協働により、**文化財を中心として形成される歴史的風致※**を活かしたまちづくりを推進し、**国が地域の取組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る。**



**これまでの取り組み(文化財保護法)** 国土交通省

○ 文化財保護法

文化財の保存・活用を図るため、重要なものを重要文化財等として指定等し、現状変更の規制や助成措置等を講ずる。

**文化財**

- 有形文化財  
美術工芸品、建造物
- 無形文化財  
演劇、音楽、工芸技術等
- 民俗文化財  
民間資料、民間信仰、民間技術等
- 記念物  
遺跡、名勝地、動物・植物等
- 文化的景観  
瀬田、富士、川床等
- 伝統的建造物群  
信濃町、蔵下町、蔵裏村等
- 文化財の保存技術
- 埋蔵文化財

文化財保護の体系  
市町村が決定 ⇨

指定 → 選定 → 登録 →

- 重要文化財 → 国定
- 登録有形文化財
- 重要無形文化財
- 重要有形民俗文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録有形民俗文化財
- 史跡 → 特別史跡
- 名勝 → 特別名勝
- 天然記念物 → 特別天然記念物
- 登録記念物
- 重要文化的景観
- 重要伝統的建造物群保存地区
- 選定保存技術

文化財保護法は、指定文化財等の保存・活用に係る措置中心

↓

**文化財の周辺にある歴史的な建造物が残された良好な市街地を保全できない**

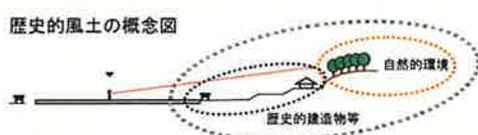
7

**これまでの取り組み(古都保存法)** 国土交通省

○ 古都保存法(S41)

法令で市町村を規定、国が保存区域を指定し、保存計画を策定。古都における歴史的風土を形成するものとして、市街地の背景となる自然的環境(緑)を特別保存地区の指定により保全。

歴史的風土の概念図



歴史的な建造物や遺跡等とそれらを取り巻く樹林地等の自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況



嵐山(京都市)



清水寺(京都市)



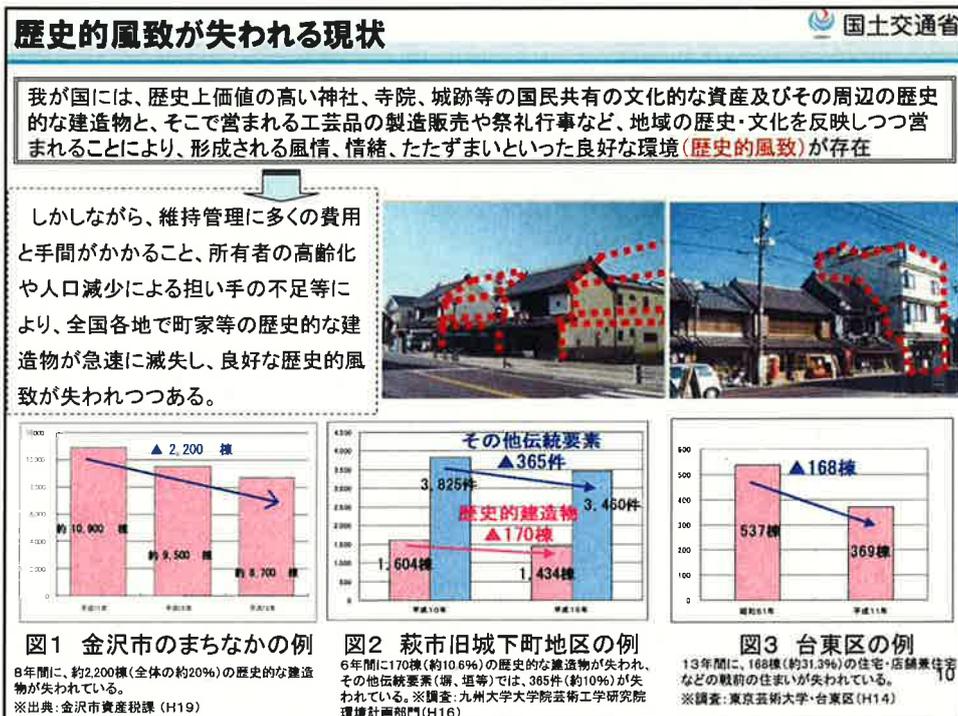
明日香村の棚田

古都保存法は、その対象を政令で京都・奈良・鎌倉等10市町村に限定

↓

**全国の歴史まちづくりを支援できない**

8



**国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致**

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言

文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言



社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

11

**歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)の概要**

**歴史的風致**とは、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等の**国民共有の文化的な資産**及びその周辺の**市街地**と、地域の**歴史・文化**を反映しつつ営まれる人々の活動が一体となって形成される**良好な市街地の環境**

**歴史まちづくりを進める市町村の認定**

- 市町村全域の方針、重点区域、具体の施策について文化財行政とまちづくり行政が協働して推進する計画を作成
- 市町村の申請を受け、国としての基本方針に基づき、文科大臣、国交大臣及び農水大臣が計画を認定

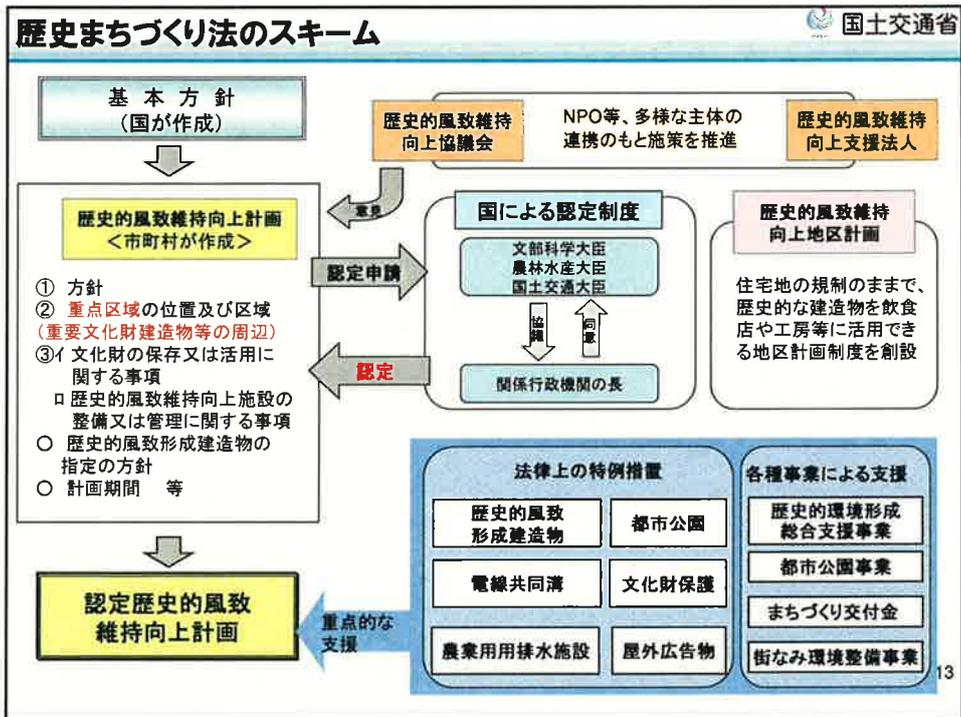
**認定計画に基づく特別の措置**

- 市町村が建造物を指定し、届出勧告制・市町村等の管理代行により保全
- 申出により、管理や修理について文化庁が技術的指導
- 郊外における復原を迅速に行うことを可能とする開発許可の特例措置
- 農用地区域内の歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例の追加

**重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物の復原・再生を支援**

- 歴史的環境形成総合支援事業の創設
- 都市公園事業、まちづくり交付金、街並み環境整備事業等の拡充

12



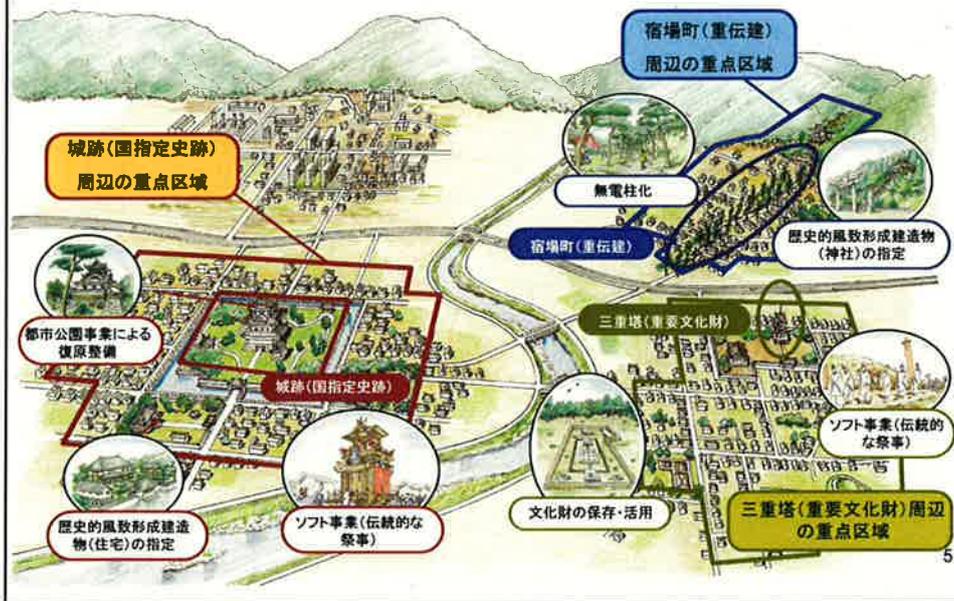
### 歴史的風致維持向上基本方針


国土交通省

○法第4条に基づき国が策定するもので、歴史的風致の維持及び向上の意義、重点区域の設定や計画の認定等、歴史的風致の維持向上に関する国としての基本的な方針であり、市町村の歴史的風致維持向上計画は、基本方針に則して策定しなければならない。

- I. 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
- II. 重点区域の設定に関する基本的事項
- III. 文化財の保存及び活用に関する基本的事項
- IV. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
- V. 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
  - ・景観計画等の活用、都市計画手法の活用 等
- VI. 歴史的風致向上計画の認定に関する基本的事項
  - ・歴史的風致維持向上計画の認定手続き 等
- VII. その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項
  - ・歴史的風致維持向上地区計画
  - ・歴史的風致維持向上協議会
  - ・歴史的風致維持向上支援法人 等

## 歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ



## 歴史的風致形成建造物制度

### 【歴史的風致形成建造物】(第12条～21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定。指定された建造物の増改築、除却等については、30日前までに市町村長への届出が必要。届出を受け市町村長が必要に応じ勧告、あっせんその他の措置を実施。当該建造物が文化財であるときは、所有者等は、文化庁長官に管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。



## 農用区域内における開発許可の特例

### 【農用区域内の開発行為の特例】(第23条)

農業用排水路の増改築を行うにあたり、施設が歴史的風致の維持・向上に支障がある場合に、許可できないこととすることができる。



○まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路

## 文化財保護法に基づく事務の特例

### 【文化財保護法の規定による事務の特例】(第24条)

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものの一部について、認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

## 都市公園・広告物に関する特例

### 【都市公園法の特例】(第25条)

認定市町村は、歴史的風致維持向上計画に基づき、都道府県が公園管理者である都市公園において、公園管理者の権限を代行して公園施設の維持又は新設、増設若しくは改築を行うことができる。



【都道府県公園内において市町村が管理する例】

### 【屋外広告物法の特例】(附則第4条)

都道府県の屋外広告物法に基づく条例制定に関する事務について、認定市町村に条例制定権限を委譲。



色彩に配慮したコンビニの看板



屋外広告物の除却

## 電線共同溝法の特例

### 【電線共同溝の特例】(第30条)

道路交通量にかかわらず、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の円滑化のために必要な場合についても、電線共同溝整備道路として指定することができる。



○祭の山車の支障となる電線



○山車が電線に引っかからないか確認する必要がある

## 特別緑地保全地区の事務の特例

### 【特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施】(第29条)

都道府県知事等の権限である特別緑地保全地区の許可等の事務について、認定市町村の長が行うことができる。

19

## 歴史的風致維持向上支援法人

### 【歴史的風致維持向上支援法人】(第34～37条)

地域が一体となって歴史的風致の維持向上に向けた取り組みを行うため、専門的知識や実績等を有する公益法人、NPO法人を市町村長が歴史的風致維持向上支援法人に指定。

(主な業務)

- ・歴史的風致維持向上施設に係る情報提供
- ・歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施
- ・関連する土地の取得・管理
- ・歴史的風致形成建造物に関する助言その他援助
- ・農業用排水施設、歴史的風致形成建造物の管理
- ・調査研究業務 等

支援法人のイメージ (財)京都市景観・まちづくりセンター



セミナーの開催



建造物の改修支援

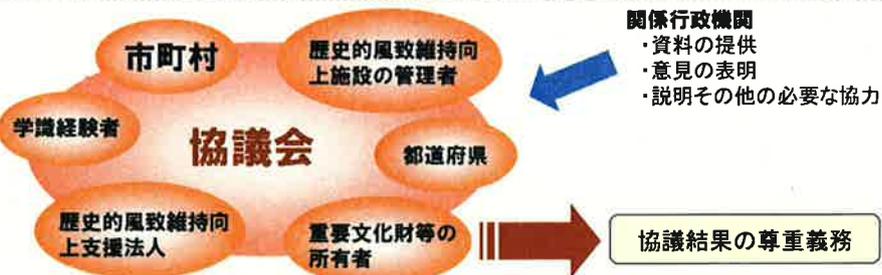
20

## 歴史的風致維持向上協議会

### 【歴史的風致維持向上協議会】（第11条）

市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成等に関する協議や、その実施に係る連絡調整を行うため、関係者からなる協議会を設置できる。

- 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 協議が調った事項については、協議会の構成員は、その結果を尊重しなければならない。



21

## 歴史的風致維持向上地区計画制度

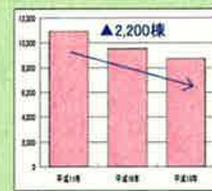
### （歴史的な建造物の現状）

#### ＞歴史的な建造物の喪失

- ・金沢市のまちなかでは、8年間に約20%の歴史的な建造物が喪失

#### ＞歴史的な建造物の管理の難しさ

- ・歴史的な建造物の管理には、多くの手間や費用
- ・第1種低層住居専用地域等の指定による厳しい用途の制限  
(Ex. 第1種低層住居専用地域では、住宅以外はほとんど立地不可。)



建築物の利活用が難しく、  
保全が困難

町家が壊され空き地に。



22

【歴史的風致維持向上地区計画】（第31条等）

伝統工芸品の展示場や、郷土料理店といった歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の立地を可能とする新たな地区計画制度を創設

歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

土地利用の基本方針を定め、

①地域の歴史的風致にふさわしい用途

（例：地域の工芸品を販売する店舗、郷土料理を提供する飲食店、地域の工芸品を製造する工房等）

②規模、形態意匠に関する事項（歴史的まちなみに調和した形状の建築物の整備を確保）

③上記の建築物の建築を認める区域を設定。

（歴史的な建築物を利活用し、新たな担い手等により地域を活性化）

①の歴史的風致にふさわしい用途



～用途地域による制限に関わらず、①～③を満たす建築物の建築が可能に～

②で定める規模、形態意匠



歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する主な事業

①歴史的環境形成総合支援事業



歴史的風致形成建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援



城址・城跡(国指定史跡・重要文化財)

②都市公園事業



史跡、城跡、旧宅等の復原を補助対象施設に追加

歴史まちづくりを重点的に進める区域(重点区域)

④街なみ環境整備事業



歴史的風致形成建造物の保全・活用を推進

③まちづくり交付金

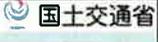


古都及び緑地保全事業や電柱電線類移設等を推進



大名庭園(国指定名勝)

◎ コアとなる国指定文化財等  
▲ 歴史的風致形成建造物

**歴史的環境形成総合支援事業** 【平成20年度政府予算 国費730百万円】 

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

**III 伝統行事の活性化**



**II-1 周辺建造物の修景**

重要伝統的建造物群保存地区

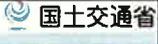
重要文化財

名勝

歴史的風致  
形成建造物

I 伝統的な建造物の復原・修理  
II-2 案内施設の整備

15

**歴史的環境形成総合支援事業** 

- 対象地域  
市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の「重点区域」
- 事業主体
  - > 地方公共団体
  - > 都道府県(自らの管理施設を対象とする場合に限る)
  - > 市町村を構成員に含む法定協議会
  - ※民間団体・個人に対しては、市町村を通じた間接補助を実施
- 補助率
  - ・コア事業 1/2以内
  - ・附帯事業 1/3以内
  - 間接補助については、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内
- 地方財政措置
  - 教育・福祉施設等整備事業（一般補助施設整備等事業）
  - 市町村 75% 、 都道府県・政令市 70%

26

## 歴史的環境形成総合支援事業

### コア事業

#### 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設

修理では、外観修景や内装整備も可能  
工事費、附带工事費、測量及び試験費、用地補償費等



### 付帯事業

#### 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善

建築物及び工作物の外観修景、除却が可能  
屋外広告物の外観修景、除却、集約化、電線類の無電柱化、  
公共公益施設の高質化(道路や通路、広場等における景観に配慮したモニュメントの設置等)、堆積物件の外観修景、除却等



#### コア事業等の対象施設の活用を促進するための施設の整備

交流施設、休養施設、体験・学習施設、案内施設、案内標識、  
ライトアップ施設及び駐車場の整備等



#### コア事業等の対象施設の保存活用に係るソフト事業

コア事業等の対象施設の適切な保存活用に向けた体制や仕組みの  
検討・整備、伝統行事など催事の実施

## 都市公園事業の拡充

地域の歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を推進する



金沢城公園「臺櫓・五十間長屋・横爪門続櫓」  
(金沢市)  
体験学習施設として整備され、金沢の新しい顔として地域活性化に効果。



名城公園「本丸御殿」(名古屋市)  
昭和20年に空襲により消失した本丸御殿について、名古屋開府400年にあたる2010年の一部完成を目指し復原予定。

- 補助対象者
  - ・地方公共団体(直接補助)
  - ・歴史的風致維持向上支援法人(間接補助)
- 補助率
  - ・用地 1/3、施設 1/2

### ○補助対象施設の追加

■国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的に重要な施設として整備される城址・古墳・建造物について補助対象施設に追加

#### <現行>

復原する施設については、門、塙、休憩所、体験学習施設など補助対象施設として整備



#### <拡充>

国の認定した計画に基づいた歴史的重要な施設については、補助対象に位置づけ、良質な歴史的ストックとなる施設整備を促進

### ○事業主体の追加

■国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的に重要な施設を設置する場合には、公園管理者以外の地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人に補助を行う

## まちづくり交付金の拡充

次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、**まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加する。**

歴史的風致の維持向上による魅力的なまちづくり

古都及び緑地保全事業

電柱電線類移設等

高内板の設置

歩道の高質化(石畳舗装)

地域の歴史風土案内サインの作成

古都及び緑地保全事業

歴史的建造物のセンター施設等への活用

凡例

- 基幹事業
- 拡充事業
- 基幹事業(追加)

- 事業主体:市町村、NPO法人(間接)等
- 交付率:事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

29

## 街なみ環境整備事業の拡充

歴史的風致形成建造物等の保全・活用を支援することにより、良好な街なみの維持・再生を推進する。

住宅等の外観の修景

集会所等の生活環境施設の整備

地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- 電線の地中化

歴史的風致形成建造物等の保全・活用に対する支援 (H20拡充)

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物の買取費・移設費・修理費、歴史的風致形成建造物の復原費を補助対象に追加。

30

■所得税、法人税等の1500万円控除

市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に定められた重点区域における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人※に譲渡する場合の特例措置を創設する。

※歴史的風致維持向上支援法人  
:市町村長が指定する公益法人又はNPO法人(税制特例対象は公益法人のみ)

【平成20年度税制改正事項】

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの  
推進に係る特例措置の創設



○所得税、法人税等  
1,500万円特別控除



〈公共・公用施設整備のイメージ〉  
歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに資する歴史的建造物と一体となった歴史情緒ある小広場の整備

31

スケジュール(予定)

平成20年1月29日	閣議決定
5月16日	成立
5月23日	公布
この間	政省令、基本方針等のパブリックコメント等
10月頃	政省令決定・公布
11月頃	法、政省令施行、基本方針決定、計画認定申請受付開始
平成21年1月～	第一次認定

32

# 良好な景観を活かしたまちづくり

## 景観法の施行状況 (H20.9.1現在)

### ◇景観行政団体 360地方公共団体

・都道府県(47都道府県) ・政令市(17市) ・中核市(39市) <その他市町村の景観行政団体:257団体>

〈北海道〉	府中市	春日部市	甲州市	白川村	越前市	米子市	丸亀市	太宰府市	西都市
東川町	新宿区	〈千葉県〉	市川三郷町	飛騨市	坂井市	〈鳥根県〉	多度津町	〈佐賀県〉	椎葉村
清里町	〈茨城県〉	市川市	早川町	〈静岡県〉	鯖江市	松江市	〈愛媛県〉	佐賀市	延岡市
美瑛町	つくば市	市原市	富士河口湖町	熱海市	〈滋賀県〉	津和野町	大洲市	鎌野市	〈鹿児島県〉
平取町	守谷市	我孫子市	小菅村	富士市	近江八幡市	大田市	今治市	唐津市	霧島市
小樽市	牛久市	佐倉市	忍野村	三島市	大津市	出雲市	宇和島市	武雄市	さつま町
長沼町	水戸市	流山市	山中湖村	伊東市	高島市	〈岡山県〉	八幡浜市	〈長崎県〉	出水市
当別町	〈栃木県〉	浦安市	甲府市	下田市	彦根市	早島町	新居浜市	平戸市	指宿市
黒松内町	日光市	館山市	〈長野県〉	沼津市	守山市	新庄村	伊予市	島原市	南種子町
創路市	小山市	〈神奈川県〉	小布施町	新居町	長浜市	瀬戸内市	四国中央市	新上五島町	薩摩川内市
〈青森県〉	那須町	真鶴町	松本市	富士宮市	富士宮市	栗東市	西条市	五島市	長島町
八戸市	足利市	平塚市	飯田市	袋井市	〈京都府〉	三次市	西予市	佐世保市	鹿屋市
弘前市	高根沢町	小田原市	高山村	掛川市	宇治市	尾道市	東温市	南島原市	阿久根市
〈岩手県〉	那須塩原市	大磯町	〈新潟県〉	〈愛知県〉	南丹市	南丹市	上島町	小値賀町	中種子町
平泉町	〈群馬県〉	妻野市	新発田市	犬山市	長岡京市	長岡京市	松前町	〈熊本県〉	南大隅町
一関市	伊勢崎市	鎌倉市	佐渡市	長久手町	福知山市	福知山市	萩市	山鹿市	西之表市
北上市	富岡市	葉山町	上越市	瀬戸市	〈大阪府〉	〈大阪府〉	宇部市	山都町	志布志市
遠野市	高崎市	湯河原町	南魚沼市	半田市	箕面市	箕面市	光市	伊方町	錦江町
奥州市	太田市	逗子市	〈富山県〉	常滑市	豊中市	豊中市	山口市	愛南町	久島町
〈宮城県〉	坂倉町	藤沢市	高岡市	〈三重県〉	太子町	太子町	岩国市	砥部町	別府市
登米市	〈埼玉県〉	茅ヶ崎市	高岡市	伊賀市	吹田市	吹田市	柳井市	久万高原町	由布市
〈山形県〉	戸田市	座間市	〈石川県〉	四日市市	岸和田市	岸和田市	防府市	〈高知県〉	臼杵市
酒田市	八潮市	箱根町	加賀市	伊勢市	松阪市	松阪市	下松市	構原町	宇佐市
鶴岡市	草加市	大和市	各務原市	伊勢市	伊丹市	伊丹市	〈徳島県〉	四万十町	杵築市
大江町	秩父市	三浦市	多治見市	〈福井県〉	〈奈良県〉	上勝町	上勝町	四万十町	中津市
長井市	川口市	海老名市	中津川市	小浜市	播磨市	三好市	三好市	中土佐町	日田市
〈福島県〉	新座市	〈山梨県〉	美濃市	大野市	〈和歌山県〉	那賀町	那賀町	津野町	豊後高田市
南会津町	三郷市	山梨市	可児市	勝山市	高野町	高野町	〈福岡県〉	志摩町	国東市
三春町	熊谷市	韭崎市	下呂市	福井市	〈鳥取県〉	倉吉市	直島町	豊前市	日南市
〈東京都〉	志木市	南アルプス市	大垣市	永平寺町	倉吉市	倉吉市	宇多津町	八女市	日向市
世田谷区	緑谷市	北社市	高山市	池田町	鳥取市	鳥取市	普通寺市	柳川市	綾町

◇景観計画策定団体 125団体

- ・北海道
- ・北海道旭川市
- ・北海道東川町
- ・北海道平取町
- ・北海道札幌市
- ・北海道清里町
- ・北海道長沼町
- ・青森県
- ・青森県青森市
- ・青森県八戸市
- ・岩手県一関市
- ・岩手県遠野市
- ・岩手県平泉町
- ・山形県
- ・山形県大江町
- ・山形県酒田市
- ・山形県鶴岡市
- ・茨城県守谷市
- ・茨城県つくば市
- ・栃木県宇都宮市
- ・栃木県小山市
- ・栃木県那須町
- ・栃木県日光市
- ・群馬県伊勢崎市
- ・埼玉県
- ・埼玉県川口市
- ・埼玉県八潮市
- ・埼玉県秩父市
- ・埼玉県草加市
- ・千葉県市川市
- ・千葉県我孫子市
- ・千葉県柏市
- ・千葉県流山市
- ・東京都
- ・東京都世田谷区
- ・東京都府中市
- ・神奈川県横須賀市
- ・神奈川県小田原市
- ・神奈川県秦野市
- ・神奈川県逗子市
- ・神奈川県鎌倉市
- ・神奈川県藤沢市
- ・神奈川県真鶴町
- ・神奈川県湯河原町
- ・神奈川県横浜市
- ・神奈川県川崎市
- ・神奈川県大和市
- ・神奈川県茅ヶ崎市
- ・神奈川県座間市
- ・長野県
- ・長野県小布施町
- ・長野県長野市
- ・長野県飯田市
- ・長野県松本市
- ・新潟県新潟市
- ・新潟県新潟市
- ・新潟県新発田市
- ・石川県
- ・岐阜県各務原市
- ・岐阜県高山市
- ・岐阜県中津川市
- ・岐阜県下呂市
- ・岐阜県白川村
- ・静岡県熱海市
- ・静岡県静岡市
- ・名古屋市
- ・愛知県豊田市
- ・愛知県犬山市
- ・三重県
- ・三重県四日市市
- ・福井県大野市
- ・福井県小浜市
- ・福井県福井市
- ・福井県永平寺町
- ・滋賀県
- ・滋賀県近江八幡市
- ・滋賀県大津市
- ・滋賀県彦根市
- ・滋賀県高島市
- ・滋賀県長浜市
- ・滋賀県守山市
- ・滋賀県栗東市
- ・京都市
- ・京都府宇治市
- ・京都府長岡京市
- ・大阪市
- ・大阪府箕面市
- ・大阪府豊中市
- ・大阪府太子町
- ・神戸市
- ・兵庫県伊丹市
- ・兵庫県姫路市
- ・奈良県橿原市
- ・鳥取県
- ・鳥取県倉吉市
- ・鳥根県松江市
- ・鳥取県鳥取市
- ・鳥根県出雲市
- ・岡山県
- ・岡山県早島町
- ・岡山県岡山市
- ・広島県尾道市
- ・広島県三次市
- ・広島県呉市
- ・山口県宇部市
- ・山口県萩市
- ・愛媛県宇和島市
- ・高知県中土佐町
- ・高知県梼原町
- ・高知県津野町
- ・高知県四万十町
- ・福岡県北九州市
- ・佐賀県佐賀市
- ・佐賀県唐津市
- ・佐賀県武雄市
- ・熊本県
- ・熊本県山都町
- ・大分県大分市
- ・大分県日田市
- ・大分県別府市
- ・鹿児島県鹿儿岛市
- ・宮崎県宮崎市
- ・宮崎県綾町
- ・宮崎県日南市
- ・沖縄県石垣市
- ・沖縄県浦添市

◇景観地区 23地区

- ・北海道倶知安町 : 1地区(ヒラフ高原景観地区)
- ・東京都江戸川区 : 1地区(一之江境川親水公園沿線景観地区)
- ・神奈川県鎌倉市 : 2地区(鎌倉地区、北鎌倉地区)
- ・神奈川県藤沢市 : 2地区(江の島地区、湘南C-X地区)
- ・静岡県沼津市 : 1地区(沼津市アーケード街地区)
- ・静岡県熱海市 : 1地区(熱海市東海岸町景観地区)
- ・岐阜県各務原市 : 2地区(テクノプラザ景観地区、グリーンランド柄山景観地区)
- ・京都府京都市 : 8地区(山ろく型美観地区、山並み背景型美観地区等)
- ・岡山県倉敷市 : 1地区(倉敷市美観地区)
- ・鳥根県松江市 : 1地区(塩見縄手地区)
- ・広島県尾道市 : 1地区(尾道市景観地区)
- ・大分県大分市 : 1地区(大分城址公園周辺地区)
- ・沖縄県石垣市 : 1地区(観音堂地区)

◇景観協定の認可 2件

- ・岐阜県各務原市 : 2件(テクノプラザ北エリア景観協定、テクノプラザ南エリア景観協定)(平成19年3月)

◇景観協議会 4組織

- ・滋賀県近江八幡市 : 近江八幡市風景づくり委員会
- ・大阪市 : 御堂筋地区景観協議会(平成18年12月)
- ・神奈川県真鶴町 : 真鶴町景観重要公共施設協議会(平成18年12月)
- ・福井県大野市 : 大野市景観協議会(平成20年4月)

◇景観重要建造物・樹木 84件

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p>【建造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道東川町 : 1件(旧町役場)</li> <li>・神奈川県逗子市 : 1件(数寄屋建築)</li> <li>・岐阜県各務原市 : 9件(住宅主屋、蔵等)</li> <li>・滋賀県近江八幡市 : 2件(寺院本堂)</li> <li>・京都市 : 26件(町家等)</li> <li>・兵庫県伊丹市 : 2件(洋風建築、酒蔵)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市 : 4件(洋風建築)</li> <li>・長野市 : 5件(洋風建築等)</li> </ul> | <p>【樹木】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥根県松江市 : 1本</li> <li>・滋賀県彦根市 : 33本</li> </ul> |
|---|--|---|

◇景観農業振興地域整備計画策定団体 2団体(平成20年4月1日現在)

- ・滋賀県近江八幡市(平成18年12月)
- ・岩手県一関市(平成19年6月)

◇景観整備機構 延べ31法人

- 茨城県 : NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会
- 茨城県 : 社団法人茨城県建築士会
- 茨城県 : 社団法人茨城県建築士事務所協会
- 千葉県 : 社団法人千葉県建築士会
- 長野県 : 社団法人長野県建築士会
- 長野県小布施町 : 社団法人長野県建築士会
- 長野県飯田市 : 社団法人長野県建築士会
- 長野県長野市 : 社団法人長野県建築士会
- 長野県松本市 : 社団法人長野県建築士会
- 静岡県 : 社団法人日本造園建設業協会
- 静岡県 : 社団法人静岡県建築士会
- 静岡県三島市 : 社団法人静岡県建築士会
- 静岡県 : 社団法人静岡県造園緑化協会
- 京都市 : 財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 大阪市 : 社団法人大阪建築士事務所協会
- 大阪市 : 財団法人大阪市都市工学情報センター
- 大阪市 : 社団法人大阪府建築士会
- 大阪市 : 財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会
- 奈良県 : 特定非営利活動法人 大和社中
- 奈良県 : 特定非営利活動法人 奈良高取土佐街なみ景観保存会
- 鳥取県 : NPO法人NPO市民文化財ネットワーク鳥取
- 鳥取市 : NPO法人NPO市民文化財ネットワーク鳥取
- 岡山県 : 社団法人岡山県建築士会
- 岡山県倉敷市 : 社団法人岡山県建築士会
- 鳥根県松江市 : 特定非営利法人 まつえ・まちづくり塾
- 鳥根県松江市 : 社団法人 鳥根県建築士会
- 鹿児島市 : 社団法人鹿児島県建築士会
- 鹿児島県 : 社団法人鹿児島県建築士会
- 鹿児島県 : 社団法人鹿児島県造園建設業協会
- 鹿児島市 : 社団法人鹿児島県造園建設業協会
- 熊本県 : 社団法人熊本県造園建設業協会

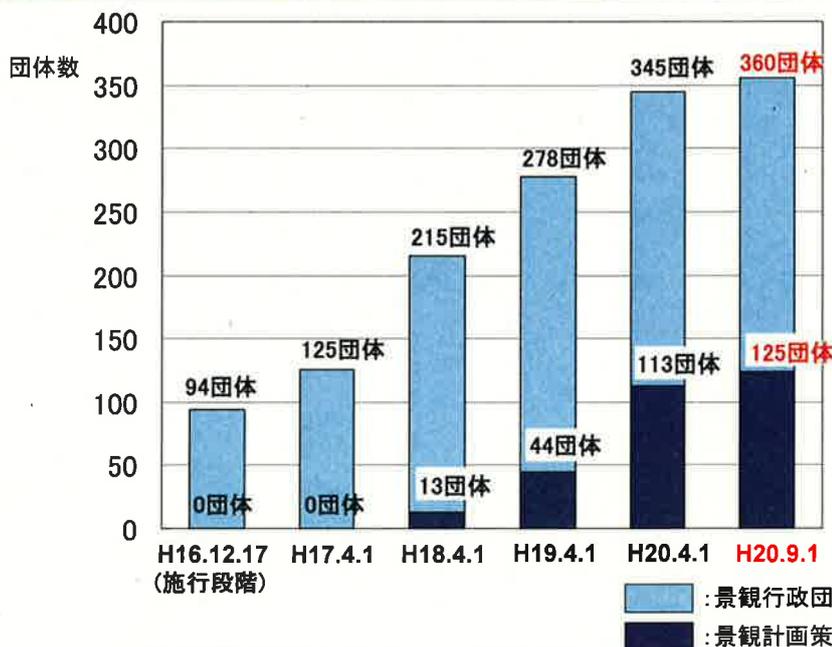
※重要文化的景観 7件(平成20年4月1日現在)

- 滋賀県近江八幡市 : 近江八幡の水郷(平成18年1月)
- 岩手県一関市 : 一関本寺の農村景観(平成18年7月)
- 北海道平取町 : アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観(平成19年7月)
- 愛媛県宇和島市 : 遊子水荷浦の段畑(平成19年7月)
- 岩手県遠野市 : 遠野 荒川高原牧場(平成20年3月)
- 滋賀県高島市 : 高島市海津・西浜・知内の水辺景観(平成20年3月)
- 大分県日田市 : 小鹿田焼の里(平成20年3月)

※屋外広告物条例を制定した景観行政団体(その他市町村) 20団体(平成20年4月1日現在)

- 青森県八戸市
- 群馬県伊勢崎市
- 埼玉県八潮市
- 埼玉県川口市
- 神奈川県藤沢市
- 神奈川県小田原市
- 神奈川県大和市
- 長野県小布施町
- 長野県飯田市
- 岐阜県各務原市
- 岐阜県高山市
- 鳥取県倉吉市
- 広島県尾道市
- 山口県萩市
- 愛媛県宇和島市
- 愛媛県八幡浜市
- 愛媛県大洲市
- 愛媛県内子町
- 鹿児島県指宿市
- 佐賀県佐賀市

景観行政団体及び景観計画策定団体の推移 (H20.9.1現在)



## 全国の地方公共団体における制度活用の意向

平成20年4月1日現在での意向をアンケートにより把握

### 景観行政団体への移行予定

景観行政団体になる意向のある其他市町村数 **513団体**  
(既に景観行政団体となった地方公共団体を含む)

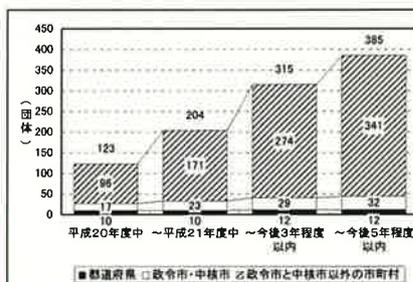
法定景観行政団体(103団体)と合わせ、**約600団体(全体の3割)**が景観行政団体となる見込み(時期未回答含む)

### 景観計画の策定予定

- ・平成20年度中を目途 **121団体**
- ・平成21年度中を目途 **81団体**
- ・今後3年程度以内 **111団体**
- ・今後5年程度以内 **70団体**

5年程度以内の合計:**383団体**

既に策定済みの団体(104団体)と合わせ、**約500団体**が景観計画を策定する見込み



39

## 景観教育の取組促進(ツール開発等)

- ・良好な景観形成を進めていくには、景観に関心を持ち、その形成を自らの問題と捉えることのできる人材の育成が不可欠。
- ・そのためには、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「**景観教育**」が重要。
- ・「景観教育」の取組促進に向け、そのあり方の整理とりまとめと具体的なツール開発を実施。

【調査期間: H17~19】

### 【背景】

#### ○景観法の制定

- ・良好な景観は、国民共通の資産
- ・良好な景観は、地域の特性に応じて、多様な形成を図るべきもの
- ・良好な景観の形成は、関係者の一体的な取組で進めるべきもの

#### ○法制定時の衆参両院の附帯決議

多様な主体の参加を図るため、景観法の基本理念の啓発普及、景観・緑に関する教育の充実を努めること

- ・各分野の有識者からの意見聴取(造園、土木、建築、都市計画、教育)
- ・文部科学省との連携

### 【調査項目】

- ・実施状況の把握
- ・あり方の整理とりまとめ
- ・具体的なツールの開発

### モデル校における実践的取組

プログラムの充実化に向け、全国の小学校からモデル校を募集、選定し(延べ18校)、実践的な取組を実施



(イメージ図)

### 【成果】

行政、児童、一般の方それぞれを対象とした景観教育のツールを開発

#### 行政が取り組む

- 景観まちづくり教育の手引き
- 景観まちづくり講座事例集

#### 学校で取り組む

- 景観まちづくり学習の手引き
- モデルプログラム(題材)
- 小学校における実践事例集

#### ひとりひとりが取り組む

- 市民景観まちづくりリーフレット
- 事例に学ぶ景観まちづくり

40



行政が、景観まちづくり教育に取り組む時に役に立つ手引き、事例集を作成。

○行政が取り組む景観まちづくり教育の手引き

行政として取り組む景観まちづくり教育の手引き行政としてどのように景観まちづくり教育に取り組めばよいか、その基本的な考え方と取組方を解説した手引き。

<p>住民や関係者として学校や地域まちづくりへの関心を高める講座やイベント等を実施</p>	<p>子どもたちを対象とする小・中学校での景観まちづくり学習を実施</p>	<p>行政による景観まちづくり推進を住民等との積極的な協働を図りながら推進</p>	<p>住民等による主体的、積極的な景観まちづくり活動を多面的に支援</p>
<p>【景観まちづくり講座事例集】 住民等を対象として実施されている景観まちづくりに関する講座やイベント等の事例集です。資料がダウンロードできます。実践的な事例がわかりやすく紹介されています。</p>	<p>【真実！わたしたちのまち 大好きなまち】 景観まちづくりの学習に取り組む際に活用できるツールとして、景観まちづくりの事例集「モリス・プロジェクト」(景観まちづくり)を制作しました。景観まちづくりの学習に取り組む際に活用できるツールとして、景観まちづくりの事例集「モリス・プロジェクト」を制作しました。</p>	<p>【事例に学ぶ景観まちづくり】 各地で行われている景観まちづくり活動について、そのプロセスや成功の要因などを事例集として紹介しています。景観まちづくりに取り組む際に活用できるツールとして、景観まちづくりの事例集「モリス・プロジェクト」を制作しました。</p>	<p>【地域連携まちづくりリーフレット】 景観まちづくりに関する地域連携型まちづくりの事例集として、景観まちづくりの事例集「モリス・プロジェクト」を制作しました。</p>

○景観まちづくり講座事例集

全国アンケートで収集した50件以上の多様な景観まちづくり講座やイベント等を簡潔にまとめた事例集 41

○本日の内容に関するお問い合わせ

都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室  
Phone/Fax 03-5253-8111(代表)/5253-1593

○景観まちづくりホームページ

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>

※策定済みの景観計画の公表HPへのリンク貼りなど各種の情報提供あり

○歴史まちづくりホームページ

<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

○景観教育ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>